

「第三期中期目標期間の終了時の検討」に対する意見について

1 趣旨

地方独立行政法人法に基づき、設立団体の長は、中期目標期間の終了時まで、下記について行うこととされている。

- 法人の業務継続の必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討、その結果に基づく所要の措置
- 評価委員会への意見聴取
- 検討結果及び措置内容の公表

地方独立行政法人法

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

第七十九条の二 設立団体の長は、(中略) 公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 本県の第三期中期目標期間終了時の対応方針

- 法人の業務継続の必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討、その結果に基づく所要の措置

評価委員会による2019年度から2024年度までの業務実績評価結果及び第三期中期目標期間における業務実績見込評価結果を踏まえて、第四期中期目標の策定に向けた検討を行うことで、愛知県公立大学法人の業務継続の必要性を確認し、組織の在り方その他その組織及び業務全般について検討したものとする。

また、策定した第四期中期目標の実現に努めるよう、愛知県公立大学法人に指示することで、所要の措置とする。

- 評価委員会への意見聴取
第四期中期目標に対する評価委員会の意見をもって、これに代えることとする。
- 検討結果及び措置内容の公表
第四期中期目標の公表をもって、これに代えることとする。

(参考) 第二期中期目標期間終了時の対応

今回と同様に、次期中期目標の策定に向けた検討等を通じて、対応した。